





も三十万円ではなくて六万円にとどまるというのも当初三年間のケースということになります。

こういった総合的な要素を勘案して、課税するかどうか、課税転換するかどうかということが決まってくるということでございますので、その辺をきちんと丁寧に御説明しながら、また、独禁法、下請法の関係についてもきちんと考え方を整理して、関係省庁と連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

○清水委員 丁寧に説明すれば負担がなくなるとおきませんと丁寧に御説明しながら、また、独禁法、下請法の関係についてもきちんと考え方を整理して、関係省庁と連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

○清水委員 丁寧に説明すれば負担がなくなるとが深刻になるということについても、もっと理解が深くなるということについては、もっと理解するべきだと思うんですね。

○清水委員 丁寧に説明すれば負担がなくなると

結局、フリーランスにとってもインボイスの影響が深刻になるということについても、もっと理解するべきだと思うんですね。次の資料を御覧ください、五枚目ですけれどこれは、アニメーションの制作者の就業形態についてお示したものであります。

日本のアニメ産業を支えているアニメーターですけれども、白書によれば、業界そのものがフリーランスで支えられております。日本アニメーター・演出協会の調査によりますと、約半数がフリーランス契約で、そのほかに自営業が一九・一%、約七割が個人事業主で支えられている。制作会社が約四百社ありまして、そこで働く個人事業主は最大五千人程度に上ると言われてゐるのですが、この方々が課税業者になるということになると可能性があるわけです。アンケートによれば、二十代前半で、六枚目の資料を見ていたいたらいいと思うんですけど、アニメーターの平均年収は百五十五万なんですよ。課税業者になれば、年間十四万円の消費税を納税せざるを得なくなるといふことになるわけですね、原則。

最後に麻生大臣に質問して終わりたいと思う

ですけれども、一人親方、個人タクシー、シルバー人材センターやアニメーター、現在免課税業者である個人事業主やフリーランスなど、多くの中小零細業者がインボイス制度の導入で大きく生活が変わるわけですよ。

インボイス制度の導入後に、収入を減らして消費者税課税業者になるか、仕事そのものを廃業する

かが迫られるフリーランスが出てくるということはやはり想定するべきだと思うんですね。あるいは、これらは自由競争社会だから仕方がないといふのか。

麻生大臣の、このインボイス導入による、多くの免税事業者が現に今この税制の下で生活し、働き、家族を養っている、こういう人たちに負担を押しつける、このことについての認識を伺います。

○麻生国務大臣 インボイス制度の導入に当たって、免税事業者への影響という話ですけれども、売上げ千百万だよね。売上げ千百万でやつてあるんで

しょう、おたくのは。これは簡易課税だよね。(清水委員「いや、簡易課税は選んでいません。分かりやすくしている資料だから」と呼ぶ)何で簡易課税を選ばない。だって、五千万円以下だつたら

簡易課税じゃないの。だって、税金が違いますからね。そこだけちょっと、いかにもこうなるような話は違いますよ、前提は。簡易課税を使えばこそは全然違う、税金が違つてくるから。ちよつとそこのところだけ、いかにも何となく、やり方としてはいかがかなと思いませんけれども。

○清水委員 いつの間にかぬというのは当たり前の話なので。

例えば、優越的地位にある者が地位を利用して一方的に不当な値引きというのは、これは不公平な取引が行われていて、これ

は、独占禁止法とか下請法とかいうのに係る考

方の検討整理というものを含めて、関係省庁間で更に連携して、必要な対応を検討してまいりたいと思っております。

○清水委員 人間の営みというものをしっかりと見て、この問題、検討していただきたいと思います。

○越智委員長 次に、前原誠司君。

○前原委員 国民民主党の前原でございます。

日銀は、三月十九日の金融緩和の点検で、ETFの買入れにつきましては、年間十二兆円の買入れ額の上限を維持する一方で、六兆円という原則

EFTに限定すると。つまり、株価が急落する場合で大規模な買入れをするということが明記をさ

ての免税事業者について影響があるわけではない、まずそれが大前提ですね。

また、免税事業者がBトゥーBの取引において、いわゆる課税が適用される事業者との取引を行なつて、制度導入後の三年間は八〇%でしょ

うか。その後三年間は五〇%、控除ができることがありますよ。

そのときの業界における需給の状況とか、免税事業者が取り扱つておられる、提供しておられる技術とかサービス、いろんなものが変わつてくるとは思いますけれども、課税の事業者になる必要がない事業者もこれははある程度想定されるんだと思つておられますので、それは当然のこととして、我々は回避をせないかぬというのは当たり前の話なので。

例えば、優越的地位にある者が地位を利用して一方的に不当な値引きというのは、これは不公平な取引が行われていて、これ

は、独占禁止法とか下請法とかいうのに係る考

方の検討整理というものを含めて、関係省庁間で更に連携して、必要な対応を検討してまいりたいと思っております。

○清水委員 いつの間にかぬというのは当たり前の話なので。

例えば、優越的地位にある者が地位を利用して一方的に不当な値引きというのは、これは不公平な取引が行われていて、これ

は、独占禁止法とか下請法とかいうのに係る考

方の検討整理というものを含めて、関係省庁間で更に連携して、必要な対応を検討してまいりたいと思っております。

○清水委員 人間の営みというものをしっかりと見て、この問題、検討していただきたいと思います。

○越智委員長 次に、前原誠司君。

○前原委員 国民民主党の前原でございます。

私は、黒田総裁とも何度も、この場、予算委員会でも議論をさせていただきましたけれども、ETFの買入れについては反対であります。今回の

点検は、今までの批判への一定の配慮はうかがえ

ることをまず申し上げておきたいと思います。二〇一〇年の秋のETF買入れという政策導入はこう書かれています。臨時、異例の措置であるが、その後三年間は五〇%、控除ができることがありますよ。

私は、黒田総裁とも何度も、この場、予算委員会でも議論をさせていただきましたけれども、ETFの買入れについては反対であります。今回の